

# 摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察

— 売買における銭使用の動向を中心にして —

鈴木 銳彦

## (一) はじめに

勝尾寺<sup>①</sup>は摂津国箕面地方の代表的な寺院として知られているが、本稿ではこの勝尾寺所蔵の多數の中世古文書のうち、特に二百通余りの土地売券にみられる売買手段

の米から銭への変遷過程の検討を通して、先進地帯といわれる畿内摂津国の一地域である箕面地方を中心とする中世の貨幣流通状態の動向を勝尾寺との関連のもとに明らかにし、中世における当地域の社会経済の性格解明に役立てようとするものである。なお、貨幣流通に関連した中世の土地売券についての全国的規模での研究には玉泉大梁氏の論考があるが、これは今日の段階からすれば

土地売券の蒐集段階において不十分なものである。<sup>③</sup>また、地域的に限定された論考は幾編かみられるが、こうした作業のつま重ねの上に全国的な規模での再編成がなされべきであろう。本稿は摂津国の箕面周辺を中心という一地域に限られた考察ではあるが、上記の目的を部分的に補う事を志向したものである。

### 〔注〕

① 勝尾寺の草創・性格については、「箕面市史」本編第一巻の第二章第一節に史料紹介をあげた解説がある。

② 鎌倉時代末までは、「箕面市史」史料編一の勝尾寺文書によった。また、南北朝以降は東京大学史料編纂所蔵の勝尾寺文書写真版によった。なお、「箕面市史」史料編一については、史学雑誌第77編第10号に石井進氏の有益な新刊紹介がある。

摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

③玉泉大梁氏「室町時代の田租」所収の第三論文「室町時代に於ける貨幣の流通状態」

なお、小葉田淳氏「改訂増補日本貨幣流通史」第一章貨幣流通の展開第二節中世の経済社会の註<sup>32</sup>に玉泉論文になお多数の土地売券を追加できる事を述べられている。

④佐々木銀弥氏「中世商業の発達と在地構造—高野山領紀伊国諸莊園を中心として—」（「史学雑誌」第61編第3号所収）

豊田武氏「改訂増補中世日本商業史の研究」第一章商品流通の展開第三節庄園と市場

永原慶二氏「莊園領主経済の構造」の二、交換手段としての米・絹・綿など（「日本経済史大系」2中世 所収）拙稿「中世における土地売券についての一考察—東大寺領大和國河上莊における売買手段と売価の動向—」（「愛知学院大学論叢一般教育研究」第14号所収）

(二) 土地売買における米・銭使用の時期

的変遷とその特質

イ、13世紀前半期

勝尾寺文書における中世の土地売券は第1表に示したようすに13世紀と14世紀前半期に集中し、14世紀後半期には減少し、15世紀後半期には僅少となる。

13世紀前半期における土地売買での米・銭の比較は、米28通・銭29通で相半ばするが、第1表の()内の数は何れも河内国内での売買の例であつて、従つてこの時期における摂津国勝尾寺周辺での売買では、田は米が25通・銭が5通であり、また、畠は銭の1通のみである。田畠・不明地の場合も米が各1通であり、13世紀前半期の摂津国箕面周辺地域<sup>②</sup>における土地売買は、米による売買が主であり、銭による売買が現われ出したところといえる。田地の銭による売券の5通は、能勢郡倉垣村吉丸内遠雁田五段内が2通<sup>③</sup>・豊嶋郡北条西桑津が3通<sup>④</sup>、その他に田地での米・銭併用の1通、代銭の1通も遠雁の例である。このように銭による売買地が遠雁と西桑津という地域に限定されていることが特徴的である。

遠雁で売買を行なつた人名をみると、豊後前司・刑部丞大江康資・藏人大夫政国といった官僚層、源朝臣・野間弥太郎・大塚太郎実綱といった土豪層と思われる姓名などからして、銭による売買の階層が推察される。

第 1 表

時 期	地 種	米	錢	米・錢 の併用	代 米	代 錢	不 明
13 世 紀	田	25	8(3)	1	1	1	3
	畠	1(1)	21(20)	1(1)			
	田 畠	1					2
	不明 地	1					
	計	28(1)	29(23)	2(1)	1	1	5
	田	21	17	1	1		2
	畠	1	5		2		
14 世 紀	計	22	22	1	3		2
	田	23	14				
	畠	5					
	田 畠	2	2				
	荒 野	1	1				
	野畠池山	1					
	計	32	17				
15 世 紀	田	17	1		1		
	畠	1	1				
	屋 敷 地	1					
	不明 地	2	1				
	計	21	3		1		
	田	9	7	2			
	畠		1				
後半期	田 畠		1				
	荒 地				1		
	不明 地	1	1		1		
	計	10	10	2	2		
	田		3				
	屋 敷 地		1				
	不明 地	1	1				
後半期	計	1	5				

また、天福（一一三三）年に遠雁の田5反を錢12貫文と能米3石とで買った勝尾寺僧円心御房は、嘉禎元（一二三五）年に鳴下郡中条粟生村湯谷前の田2反を能米13石<sup>⑦</sup>で、萱野郷内西御庄領田宇中町の田1反を能米1石<sup>⑧</sup>で、それぞれ買っているが、湯谷前の売券によると、円心御房は「粟生上野房」といわれておるところからすると粟生の土豪層に属する勝尾寺僧であつたと思われる。彼は寛元4（一二四六）年に完成した勝尾寺の塔婆の桧皮葺の沙汰をしており、勝尾寺僧としての差配的役目も務めた富裕な僧侶であつた事が推察される。

豊嶋郡北条西桑津新庄御領内において、安貞元（一二二七）年に三ヶ所で田1反ずつを各2貫文で買った僧慶春はいかなる人物か未詳であるが、この3通の売券が何れも錢による売買である事は、西桑津での土地売買の錢化が進んでいた事を推測させる。

畠の錢による売買の1通は156号の仁治3（一二四二）年に橘氏女から宗女という者への畠1反の売券であるが、この売券は欠字が多くて場所も、「」領字御料柿木本也」とあつて明らかでない。ところが390号によると、正安2（一三〇〇）年の布敷宗久畠地売券に「合壹段者、

在萱野郷加納法泉寺御領字御料柿木本畠也」とあり、156号は390号と同一地と考えうる。また156号の買人が宗安である事と390号の売人が布敷宗久（傍点筆者）である事とより、390号の宗久はおそらく156号の買人宗安の後嗣の者と推察される点からも、156号の畠は390号の畠と同一地と思われる。そして、萱野郷では13世紀前半期に6通・後半期に2通の田の売券があるが、何れも米による売買であつて錢化が遅れている中にあって、この畠のみ何れも錢による売買である。それは、法泉寺御領字御料柿木本畠の名称より、御料としての柿畠であつたのではないかと思われ、この柿畠より錢の収入をえていたものかと推察される。こうした錢との関連があつたため、この畠のみ錢による売買が行なわれたものと思われる。

これら錢による売買の行なわれた田や畠は、田の場合には遠雁・西桑津の地域に限られており、畠の場合は御料柿木本畠のみである。また、売買当事者も前述のように官僚層・土豪層という傾向がみられる。当地域での13世紀前半期における錢による土地売買は極めて限定された段階にあつたといえる。

これに對して、第1表の13世紀前半期の()内の数にあ

るよう、河内国での売買は、畠のうち20通が銭・1通が銭と米との混合・1通が米による売買であつて大部分が銭による売買が行なわれており、また、田の3通は何れも銭による売買である。この河内国での売買地は、国分寺庄・橋寺庄・大窪庄・大庭御野・味原牧などの北河内の淀川流域地帯であり、この時期にこれらの北河内の地域では土地売買に銭がよく使用されていたといえる。

同じ畿内でも、この北河内のように淀川流域と、摂津の山よりの地帯とでは、土地売買に銭使用度の進み方に著しい差のある事が現われている。

この北河内の各地の土地売券が勝尾寺文書に残されたのは、この北河内の土地売券のうち<sup>⑩</sup>18通（畠14通・田3通・田畠1通）の買得者である沙弥西願が仁治3（一二四二）年にこの地の田畠1町4反余を深く尊崇した勝尾寺に寄進したためである。沙弥西願は、この買得にあたつて畠の1通が能米による買得である外はすべて銭による買得であり、彼が多く銭の所有者であった事を思われる。西願は四条入道沙弥西願ともい、京都四条の東洞院に住む富裕人で、おそらく借上か商人であつたと推測されている。<sup>⑪</sup>

従つて、第1表の13世紀前半期にある（）内の多くの銭による売買は、北河内と京都の富裕人との銭の流通を示すものであり、上述のように摂津国箕面周辺が米を中心とする土地売買の段階であることからして、土地売買での銭化への進み方の地域的な差異を示す事象といえる。

#### 〔注〕

①便宜上13世紀以後からの売券にしたが、鎌倉時代のものには、建久6（一一九五）年11月8日に豊嶋郡北条赤穂村での田畠の売券（箕面市史史料編一の番号で33号—以後号数のみで示す—）・正治2（一二〇〇〇）年11月3日に鳴下郡中条茨木村での田の売券（35号）があるが、何れも米による売買である。なお平安時代の売券に保元2（一一五七）年11月16日に鳴下郡中条粟生村での田の売券（10号）と、承安4（一一七四）年11月21日に長樂寺敷地内家地（15号）とは米による売買、養和元（一一八八）年10月7日に前出33号の田畠が白馬一足と白布一反とで売買されている。（24号）従つて12世紀後半期までは銭による売買はみられない。

②箕面周辺地域での売買地は、鳴下郡・豊嶋郡でそれぞれ数ヶ村にわたっており、その他に能勢郡の倉垣村がみられる。鳴下郡の粟生村での売買が最も多い。

摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

③ 建暦元（一二一）年6月 日の44号・嘉禄元（一二二五）年

頁）を参照。

12月25日62号。

④ 安貞元（一二一七）年12月25日68号・同年12月29日69号・同年

月日70号。

⑤ 天福元（一二三三）年9月6日120号。

⑥ 嘉禄2（一二一六）年3月10日63号。

なお、13世紀前半期の畠の銭で売買された1通は、仁治3（一二四二）年2月5日156号である。

⑦ 134号

⑧ 136号

⑨ 165号勝尾寺毎年出来大小事等目録。なお、「箕面市史」第一巻  
二〇三頁参照。

⑩ 西願が北河内の各地で田畠を買い集めた時期は、売券よりする  
と貞永元（一二三三）年から仁治元（一二四〇）年までである。  
史料集の番号は、109号・111号・114号・115号・119号・121号・123号  
・124号・125号・126号・127号・128号・131号・132号・133号・140号・  
153号・154号。

⑪ 159号妙仏西願畠田寄進状案

⑫ 「箕面市史」第一巻第二章第二節の三、寛元・宝治年間の勝尾  
寺の項のうち、京佳人妙仏・西願の帰依（一九五頁より一九八

口、13世紀後半期

この時期になると、第1表にみられるように銭による

売買が増加し、50通中22通が銭による売買となり、米による場合と同数となる。この銭による売買地には、13世紀前半期同様に地域性がみられる。それは嶋下郡宿久村

での6通（畠3通・田畠1通・田2通）中5通（畠1通のみ米）、能勢郡吉河村で6通（田5通・畠1通）中5通が銭（田1通のみ米）による売買である。その外に嶋下郡の4ヶ村において栗生村の田券で4通・茨木村の田券で2通・泉原村の田券と畠券各1通・主原村の畠券1通が銭による売買である。豊嶋郡では畠の1通と田の1通が銭による売買である。その他に郡村名不明の貞国名田の1通が銭による売買である。以上22通がこの時期における銭による土地売券である。以下これらの銭による売券の検討を通して、この時期における錢化進展の内容の特質を見る。

第2表 宿久村売券表

年 (西月 日)	場 合	地種	反別	売 価	売 人	買 人	番号 史料
建長3 (1251) 12 日	11 条2里 25坪						
建長4 (1252) 4 21							
建長7 (1255) 7 8	全 右	全 右	全	1 反	6 貫 500文	僧 慶 重	
文永11 (1274) 2 3	9 条2里 24坪			5	沙 弥 西 教	僧 長 尊	
正安2 (1300) 5 16	11 条2里 13坪	田	田	46 貫 文	僧 觀 賢	高 御 子	沙 弥 西 教
正応6 (1293) 5 16	田畠	1 反半	4 反	7 貫 500文	僧 長 尊	僧 長 尊	194
1 反							
3 貫 400文							
後室尼女	僧 禪 海						
千 王	前宇ト子御女						
383	357	276	203	195			

13世紀後半期に錢で買っている土地売券通数2通以上の者は、源氏女・吉河宰相阿闍梨顕心・蓮阿弥陀伝の3人である。この3人を通して錢で土地買得をした者の性格を見る。

最初に源氏女をみると、第2表の357号のように宿久村で田畠1反半を4貫文で僧禪海から買っているが、その後、正安2（一三〇〇）年に栗生村11条2里7坪西寄の

（鈴木）

田1反を僧禪海より4貫文で買つており<sup>②</sup>、この2通が売券上にみられる買得である。その外に源仲基が能勢郡吉河村世戸山小不計の田1反を正安2（一三〇〇）年に勝尾寺に寄進した寄進状に、「右件田地、元者畠野庄源氏女所領也」（傍点筆者）とあつて、吉河村にも田地をもつていたことがわかる。これらよりして、源氏女は嶋下郡の栗生村・宿久村、能勢郡の吉河村といった広い地域にわたって散在的に土地を所有していた事になる。更に上述の源仲基の寄進状によると、小不計の田は源氏名より藤原康衡へ売られ、康衡より吉河宰相阿闍梨顕心に売られたが、永仁年中の徳政令によつて、「称為本領主、氏女可取返彼田之由被申之間、雖被申事子細、不行道、終氏女子息字六郎仲貞仁讓与之、爰仲基自仲貞之手永買取之」とある事よりして、永仁の徳政令によつて小不計の田を取り返せる立場にあり、また第3表384号の売人源仲貞が氏女の子息であつた事などよりして、源氏女が御家の武士の家の者であつた事を知る。

第3表・吉河村の売券表の339号・350号・351号・352号の買人である勝尾寺の吉河宰相阿闍梨顕心は、339号以外は錢で買つている。彼はこの買得した田畠4反（田3反・

摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察

## 摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察

第3表 吉河村壳券表

正安 2 (3000) 5 ・ 8	正応 6 (1293) 2 ・ 14	正応 6 (1293) 2 ・ 13	正応 6 (1293) 正 ・ 25	正応 3 (1290) 11 ・ 22	弘安 2 (1279) 10 日	年 (西月 日)
世戸山小不計	世戸山小不計	世戸山野老坂	西平井宗五垣内	猿坂の北 あさなりせんつ くり	世戸山小不計	場所
田	田	田	畠	田	田	地種
1反	1反	1反	1反	1反	1反	反別
7貫 500文	7貫 500文	7貫 500文	8貫文	3 石	7貫 500文	充価
源仲貞	藤原康衡	阿比丘尼院 弥陀院	藤原氏継	藤原頼衡	れんけい	充人
源仲基	全 右	全 右	全 右	さりうさ やのよ しきか あしわ	のよ 四郎 しがわ	買人
384	352	351	350	339	294	史 番号料

（一反）を正応6（一一九三）年に勝尾寺毎月十八日法花輕讃經供料田畠<sup>(④)</sup>として寄進している。吉河宰相阿闍梨の称よりして吉河の土豪である事が推察される。

比丘尼蓮阿弥陀佛の買得した券は、正元元（一二五九）年5月4日に嶋下郡主原村4条7里8坪本繩本西寄の畠180歩を沙汰西阿弥陀佛より7貫<sup>500</sup>文で、弘長2（一二六二）年11月晦日に嶋下郡茨木村の田1反を紀光永より

田1反大と畠180歩2ヶ所を蓮阿弥陀仏の先祖相伝の氏寺である鳴下郡主原村觀音堂の修理料に寄進している。

た嶋下郡の有力な土豪の家であつたと推察される。

蓮阿弥陀仏のような阿弥陀仏と称するものが畿内の小地主層の間で建久年間（一一九〇年—一一九九年）頃から年をおつて増加しており、それは寄進状・売券の類に多数みられる。またこれは畿内のみでなくその他の地方でも検出すれば、鎌倉・南北朝における地方土豪の阿弥陀仏号は頗る多いものになると思われている<sup>10</sup>。蓮阿弥陀仏もこうした時代傾向の中で阿弥陀仏号を称した地方土豪の一人であったと思われる<sup>11</sup>。

以上みてきた錢で土地を買得した券が2通以上ある源氏女・吉河宰相阿闍梨顕心・蓮阿弥陀仏らは土豪層に属する者であつて、この時期における錢使用の主な階層を推察できる。

土地売券の地域別に錢化傾向をみると、嶋下郡粟生村

では20通のうち田の4通が錢による売買、田の1通が錢と米との併用による売買である。粟生村においては、13世紀前半期に14通のうち名寺田の田3反の1通が7貫200文の代米20石（<sup>12</sup>）で売買されているのが唯一の錢化の売券であり、他は不明の1通を除いて米による売買であつたのに比し、後半期では上述のように錢化の進展がみられた。損津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

れる。

嶋下郡茨木村においては、建長3（一二五一）年に193号の田1反が能米5石6斗で売買されている<sup>13</sup>。同一地が建長5（一二五三）年になると錢9貫300文（たゞし代米3石7斗2升）で売買されている。更に前述の蓮阿弥陀仏買得の弘長2（一二六二）年227号の田1反の売券が錢であり、これら3通の売券から茨木村での錢化傾向を知りうる。

主原村においても前述の蓮阿弥陀仏買得の畠180歩が正元元（一二五九）年に錢で買われている<sup>14</sup>。

泉原村では田18歩が正応6（一二九三）年に13貫文で売買され、永仁2（一二九四）年に反別不明の畠が代米で売買されている。佐保村の田1反も建長6（一二五四）年に錢15貫文で売買<sup>15</sup>（201号）されている。

このように嶋下郡下の各村において錢化現象の進展がみられるのに對して豊嶋郡下での萱野村では前述のように法泉寺領御料柿木本畠のみ錢による売買で他の2通は米によつている。また外院庄の田の2通、赤穂村の田の1通<sup>16</sup>が何れも米による売買である。このように豊嶋郡での土地売買は主に米によつているのが特質であるが、た

摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

だ豊嶋北条佐備村18条5里15坪内の田2反が文永11(一

二七四)年に20貫文で源信康より勝尾寺衆徒に売られて  
いるのが錢による例外的な例である。これは京都唐橋  
の地との買易えという特殊事情がからんでいたためで  
ある。それは故法輪僧正御坊御領の京都唐橋の地が勝  
尾寺に寄進されたので、勝尾寺ではこの唐橋の地を売つ  
てその錢で佐備村の田2反を買つたものである。

以上の点よりして、土地売買地域によつて錢化の進度  
に差異がみられ、嶋下郡の諸村の方が豊嶋郡の諸村より  
錢化の進展がみられる。

〔注〕

- (1) 248号・文永5年6月13日 文屋氏女田地売券案
- (2) 388号・正安2年11月2日 僧禪海田地売券
- (3) 387号・正安2年5月18日 源仲基田地寄進状
- (4) 355号・正応6年4月18日 阿闍梨顕心寄進田畠注文
- (5) 354号・正応6年4月18日 阿闍梨顕心田畠寄進状
- (6) 215号・⑥227号・⑦244号・⑧202号
- (7) 245号・年月未詳 比丘尼蓮阿弥陀仏田地寄進状案
- (8) 273号
- (9) 244号・文永4年4月10日 比丘尼蓮阿弥陀仏田地寄進状の端裏
- (10) 196号・221号・302号・338号
- (11) 318号・193号・197号・215号・353号・360号・220号・231号

書に「泉原尼公寄進状」とある。

(12) 水上一久著「中世の莊園と社会」所収の十一『阿弥陀仏号についての一考察』357頁。なお同書357頁～358頁に東大寺文書・法隆寺文書・興福寺文書・高野山文書その他よりの寄進状・売券から検出した阿弥陀仏号の諸例をあげている。

(13) 注(12)の書349頁～354頁に地方的頭領主で阿弥陀仏号をもつ者を寓目のものから表出してあり、また354頁～356頁に薩摩・大隅地方の武士土豪で阿弥陀仏号を有する者を検出してある。

また、何故この時代に阿弥陀仏号が急増したかについて同論文は概要つぎのように述べている。「平安末淨土思想より西方阿弥陀仏に対する希望と万人成仏の観念などから阿弥陀仏を名乗る者が出て、それを東大寺の重源が意識的にとりあげ、彼の同行同心者に勧奨され、これを介して結縁をへて次第に普及されたものであろう。これは、治承・寿永の社會的荒廃と終末觀におののく民衆に対し、死後世界の開闢法王裁判に対する恐怖感からの解放を謳つたことは、あたかも一種の免罪符のことく効果的であつたにちがいない」(同書341頁～343頁)

(14) 勝尾寺文書の土地売券からも十数人の阿弥陀仏号を検出出来る。

ハ、14世紀前半期

第1表にみられるように、この時期は49通の売券のうち32通が米、17通が銭による売買であつて、13世紀後半期に米と銭との売券数が同数であつたのに比し、銭による売券の比率が減少している。

13世紀後半期の売券50通が鳴下郡で5ヶ村・豊嶋郡で4ヶ村・能勢郡で1ヶ村という3郡10ヶ村に及ぶ散在的傾向であつたのに対し、この時期の49通は鳴下郡で3ヶ村・豊嶋郡で2ヶ村と、他に不明地1通とであつて、2郡5ヶ村の範囲である。従つて、この時期の売券は13世紀後半期に比して地域的に集中性がみられる。

即ち、鳴下郡で粟生村の27通（田20通・畠4通・田畠1通・荒野2通）・宿久村の8通（田4通・田畠2通・畠1通・畠野池山1通）・山田村1通（田）であつて、特に粟生村が多い。また豊嶋郡では外院庄の10通（田9通・畠1通）・萱野郷の2通（田）である。その他に不明地での田の1通がある。

このようにこの時期になつて前時期より売券の地域的分布範囲が縮小した原因には、前時期に売買されて売券を残した田畠のうち勝尾寺へ寄進されたために売買の対象から離れた土地が相当数みられる事が考えられる。例えば、第3表にあげた能勢郡吉河村の田畠は、阿闍梨頭心によつて勝尾寺毎月十八日法花転読供料田畠に寄進されている<sup>①</sup>。同じく先述したように蓮阿弥陀仏が買得した鳴下郡の主原村・茨木村・耳原村・新屋村・粟生村の田畠は13世紀後半期のうちに勝尾寺や蓮阿弥陀仏の氏寺などへ寄進されている。また第2表にあげた宿久村11条2里25坪の畠・11条2里13坪の田畠が勝尼寺へ寄進されている。粟生村で米で売買された16通のうち4通、泉原村河尻田の1通などが何れも14世紀前半期に寄進されている。

14世紀前半期の売券のうち銭による売買は、粟生村10通（田9通・荒野1通）・宿久村5通（田3通・田畠2通）であり、豊嶋郡では萱野郷1通（田）のみである。不明地の田1通も銭での売券であり、計17通ある。特に粟生村での増加が目立つ。

摺津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

割合を13世紀後半期と比較すると、第4表のようになる。あつたのと同様に、14世紀前半期の全10通（田9通・田畠1通）も米による売買である。

第4表 3ヶ村銭売券比率表

村名	13世紀後半期	14世紀前半期
粟生村	$\frac{4}{20}$	$\frac{10}{27}$
宿久村	$\frac{5}{6}$	$\frac{5}{8}$

同一期における錢による売券数の3ヶ村での割合

（注）各村郷名欄の分母は、それぞれの売券総数。  
分子は錢による売券数を示す。

第4表に示したように銭による売券数そのものは13世紀後半期よりも減少しているが、これは前述のように売券分布範囲の広狭の差異によるものであつて、村別では特に粟生村にみられるよう14世紀前半期の方が増加傾向を示しており、土地売買での銭使用化が進んでくるといえる。

しかし、このような銭使用増加傾向の村と対象的に豊嶋郡外院庄では、13世紀後半期が全2通米による売買で

残存した売券による偶然的現象という要素があるとはいえ、この時期に売券数が増加したにもかゝらず、外院庄のように銭使用売券皆無の地域と、粟生村のように銭使用売券増大地域とにみられるような地域的な差異が明瞭である。

土地売券に銭使用が増加した地域では、つぎの第5表にみられるように、14世紀になつてから新たに銭による売買に転じた土地の売券が数通残されており、ここに同一地での売買に米から銭への変化の過程を見る事が出来る。

第5表 同一地での売買方法の米から銭への転化の表

A			分区	年 西 月 日
元 章 2 (1322)	弘 安 2 (1279)	文 永 8 (1271)	場所	
12 17	正 27	12 19	粟生村小森田	
"	"		田	地種
"	"	1反		反別
6貫文	6石5斗	10石		売価
藤原広兼	僧法明	僧蓮定		売人
春氣	吉田三郎	房谷勝法尾寺東御東		買人
496	293	264		番 史 料 号

D	C	B			
延文 (1336) 3 20	貞和 (1348) 4 7	元徳 (1329) 12 14	貞和 (1380) 5 1	正応 (1349) 3 1	元 (1313) 3 11
"	11宿 久村 2里 12坪	"	栗生村 めらくたに	"	栗生村古路田
"	田	"	荒野	"	"
"	1反	"	一所	"	240步
5貫文	8能米 斗5升石	2貫文	4斗 4升	2貫 800文	4貫文
勝氏女	阿比丘尼 弥陀仏真	のは 六郎のを	沙弥 せうれん	河原西殿	平勝尾寺
佐伯則氏	勝氏女	勝勝房	あねん だ仏	僧円房	原野河
九	505	十二	529	九	335
					458

(注)「史料集番号」のうち、算用数字は箕面市史(史料編一)勝尾寺文書の編年番号であり、漢字の数字は東京大学史料編纂所蔵の勝尾寺文書写真本にある卷数である。

この第5表のうち区分のC・Dは、明らかに14世紀に入つてから錢での売買に転じた例であり、またA・Bは途中中断があるため、何時から錢による売買に転じたか不明であるが、14世紀前半期には錢による売買に転じてい

摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察 (鈴木)

正和 (1313) 2 12	延慶 (1310) 3 2 10	正安 (1300) 2 11 2	年 (西月 日)	場 所
"	"	栗生村 7坪 11 西寄 2		地種
"	"	田		反別
"	"	1反		売 価
4能 石米 5斗	5 石	4 貫文		売 人
重阿闍 梨	虎 女	僧禪海		買 人
道蓮房	御春 ツボネ殿	源氏女		番史 号料
458	444	388		

る例であり、A・Bの例のように一旦錢による売買に転じると、錢での売買が継続するのが通例と思われる。しかし、中には、13世紀後半期の例ではあるが、第2表にみられるように194号・195号では錢による売買であるのに、203号では米による売買に転じている場合が14世紀前半期にもみられる。即ち、第6表の栗生村11条2里7里西寄惣持寺灯油田の場合である。

第6表 同一地での売買方法の錢から米への転化の表

摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

から銭への転化が時代の傾向と考えられる。ただそれに  
は地域的な差異がある、外院庄のような米による売買  
のみの地域もみられるのである。

この14世紀前半期の土地売券に最も多く買人として現  
われているのは勝尾寺常善御房であり、計10通に買人と  
して登場している。即ち嶋下郡で粟生村内で3通・宿久  
村で3通・豊嶋郡外院村で4通の計10通である。このう  
ち銭による買得は宿久村での2通のみで、他はすべて米  
(405号)の「米」以外は「能米<sup>⑩</sup>」による買得である。こ  
こに現われている事は、米で買うか銭で買うかの別は買  
得者の意向よりも、それぞれの地域又はその売買の土地  
の傾向が、売買での米か銭かを左右している事を示すもの  
と思われる。そして一旦米から銭へ転じた場合には銭に  
よる売買が継続され易い事を第5表が示しているといえ  
る。

売買に当つて米から銭へ転じた理由の明示してあるの  
はあまりみられないが、第5表区分Bの粟生村古路田の  
田240歩の売買で、貞和5年に銭4貫文で勝尾寺から萱野  
河原西殿に売られた理由を売券に次のように記してい  
る。それによると、この4貫文の銭の用途は、勝尾寺平

門坊領高山庄内の田畠が悉く浄土寺のために点定されたの  
で、この田を売った銭で酒肴を買い、高山庄内の点定さ  
れた田畠を安堵するためである。この酒肴をどのように  
使用する事によって点定された高山庄の田畠を安堵しよ  
うとしたかは不明であるが、とにかくこの酒肴買い入れ費  
獲得のために、銭で古路田の田を売っているのであり、  
銭の必要に迫られて古路田の田を売却したのである。

〔注〕

- ① 354号・正応6(一一九三)年4月18日 寄進状  
② 13世紀後半期の記述参照  
③ 208号・正嘉元(一一五七)年6月6日 寄進状  
④ 440号・延慶2(一一三〇九)年6月19日 寄進状  
⑤ 445号・452号・462号・524号  
⑥ 445号

- ⑦ 455号・473号・479号・485号・490号・496号・498号・531号・貞和4・  
7・10(十二)・貞和5・5・1(九)・(一) 内の漢字の

数は、勝尾寺文書の巻数である。以下同様。

- ⑧ 417号・418号・建武3・3・20(九)・建武3・6・26(九)、  
貞和5・2・21(九)

- ⑨ 518号・⑩ 469号

(10) 411号・416号・446号・454号・478号・497号・511号・康永3・2・5

(十一) 全上、康永3・3・6 (十一)

(11) 398号・405号・416号・417号・418号・427号・446号・495号・497号・511号

(12) 勝尾寺文書所収の売券には、米による売買の場合、「能米」によるものが多くみられる。能米について、古事類苑（植物部十

二）の中に、「クロ米ヲ云ナリ」（庭訓往来抄）、とあり、「黒米」とは玄米・搗かない米のことである。また、慶長3（一六〇三）年刊行の「日葡辞書」の能米の項にも米の音が書かれてゐる。（これについて竹内理三先生から御教示いたいた）「日本經濟史辭典」（編者代表本庄栄治郎氏・日本評論社版）の年貢の項に能米を年貢としてあるのは疑問である。

面市史史料編の目録よりみると、13世紀前半期は14通、後半期は23通であるのに、14世紀前半期の鎌倉時代末までの寄進状で33通あるので、14世紀末までのものを加えれば、その数は13世紀全時期よりも相当数増加することが推測される。

この時期に銭による売買が急激に減少した理由は不明であるが、あるいはこの地方が南北朝の動乱にまきこまれて戦乱の場となつたためと関係があるかとも思われる。この25通の売券の分布をみると嶋下郡のうち栗生村13通（田12通のうち米による売買11通・銭による売買1通、屋敷1通が米による売買）・宿久村4通（田3通が米による売買、不明地1通が銭による売買）・原泉村1通（畠の米による売買）である。豊嶋郡では外院庄で田の2通（米）、にしけいの庄2通（田の米1通・不明地の代米1通）・高山庄畠の1通（銭）である。能勢郡では与野村で田1通（米）。以上であるが、嶋下郡での売買が多くみられ、特に栗生村で半数以上を占めている。また銭による売買も栗生村と宿久村で各1通ある事、豊嶋郡では通数少なく、また米による売買が主である事、通数減少にも拘らず何れも14世紀前期と同じ傾向を示している。なお、

摺津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

25通の売買のうち、5通の買人は勝尾寺僧の隨喜房・円心御房・しゃうくわん房・重円・蓮珠御房の5人が各1通の買人であり、特に蓮珠御房は15世紀の売券中最多数の買人として登場してくる。

つぎに15世紀前半期の売券数は24通であるが、その分布・地種・米銭の別をみると、次のようにある。鳴下郡の粟生村で6通（田4通のうち銭2通・米銭混合1通・米1通、地種不明2通が代米）、泉原村で田畠1通（銭2）である。能勢郡では与野村で5通（田4通のうち銭2通・米銭混合1通・米1通、地種不明1通が銭）である。豊嶋郡では外院庄の田6通（米5通・銭1通）、萱野郷の田3通が銭、高山庄の2通（米1通・銭1通）であつて、外院庄において、銭による売買が、「未進あてよてれううそく」という理由からではあるが、はじめて現われている。その外に不明地で田1通が米で買われている。鳴下郡・能勢郡で銭による売買が多いのが従前と同傾向である。

14世紀後半期に勝尾寺僧に買人の一人として登場していいる蓮珠御房は、売券によると勝尾寺之東谷蓮珠御房又は東谷無量光院蓮珠御房とも呼ばれており、15世紀にな

ると、応永11（一四〇四）年から応永24（一四五七）年にかけて14通の売券の買得者になつてゐる。この20年足らずの間に彼が買得したのは通数で14通にのぼり、7通が米（うち2通は代米）・5通が銭・2通が米銭混合である。その地域は、能勢郡与野村・鳴下郡粟生村・豊嶋郡外院庄に及んでおり、外院庄で60歩の田を未進料足用に2貫文で買い入れて、外院庄での残存売券にはじめて銭使用を見せたのも蓮珠御房である。

萱野郷の田3通が何れも銭による売買であるが、この売買は永享12（一四五〇）年に勝尾寺鎮守拝殿造営用脚の費用を得るために勝尾寺から萱野郷加納領にある勝尾寺上行堂田を中良藏王に売却したものである。また宝徳2（一四五〇）年と翌宝徳3（一四五一）年には粟生村の勝尾寺領田各1反を粟生の垂井方にそれ／＼6貫文で売却しているが、その売却の理由は勝尾寺本堂修理代を得るためであつた。

15世紀後半期の売券6通のうち銭によるもの5通（田3通・屋敷1通・地種不明地1通）、あと1通は地種不明地が米による売買である。

明地1通米）、高山庄内で田1通（銭）、勝尾寺内坊屋敷（銭）・不明地（田カ）各1通、計6通である。

上述のよう、15世紀中頃は勝尾寺での建築費を得るために銭による寺領田の売却が行なわれ、特に中良藏王はその代償として萱野郷加納領内8反60歩の土地の当知行補任がなされており、勝尾寺が鎮守拝殿建築のために中良藏王に依存するところが大きかつた事が推察される。

⑯15世紀後半期の銭による売買5通のうち、寛正6（一四六五）年の勝尾寺内坊屋敷が70貫文で原田肥後入道より勝尾寺本尊へ売寄進されていたり、明応8（一四九九）年に不明地1反の作職の米2斗・小麦2斗の代を800文で新五郎が吉岡左衛門に売却しているなど、この時期に土地売買に関連した銭使用の盛行を推察させる。

〔注〕

①勝尾寺文書の類聚目録のうちの勝尾寺寄進状卷全部拾六卷を見しても、この推測は当つていよう。

②觀応3・12・23（九）、文和2・正・25（九）、延文2・12・3（九）、貞治元・3・10（九）、貞治元・12・8（九）、貞治3・12・1（九）、貞治4・4・6（十二）、貞治4・12・5（九）、貞治5・3・27（十）、応安7・11・28（九）、

攝津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察（鈴木）

永和4・12・26（九）、康暦2・3・12（九）、至徳3・11・26（十二）、

③文和元・5・2（十一）、康安元・12・26（九）、応安6・12・26（九）、応安7・正・18（九）

④文和2・12・12（十一）、明徳5・4・10（十一）、貞治3・11・10（十一）、

⑤貞治5・12・24（十一）、永徳元・11・28（十一）、応永7・4・27（九）、文和3・12・19（九）、

⑥貞治5・12・24（十一）、永徳元・11・28（十一）、応永7・4・27（九）、文和3・12・19（九）、

⑦応永7・4・27（九）、文和3・12・19（九）、

⑧文和3・12・19（九）、

⑨応永12・4・29（九）、応永16・3・14（十二）、応永23・2・6（十二）、応永23・4・27（十）、応永24・10・27（十一）、宝徳2・11・日（十）、

⑩永享2・12・18（十）、

⑪応永11・2・10（十一）、応永12・12・29（十一）、応永12・12・晦（十一）、応永13・閏6・26（十一）、応永14・12・15（十一）、応永17・2・5（九）、応永18・4・20（十一）、応永29・10・15（十一）、応永19・12・29（十一）、応永22・2・13（九）、

⑫応永29・5・13（九）、

⑬永享12・8・3（十一）、全上（十一）、永享12年（十一）、

⑭応永26・2・18（十）、応永27・12・9（九）

摂津国勝尾寺文書における中世土地売券についての一考察 (鈴木)

- (15) 永永13・12・6 (十二)  
(16) 宝徳3・12・26 (十二)、寛元2・3・6 (十)、文明14・11  
・20 (十二)、寛正3・6・日 (十)、寛正6・8・日 (十)  
・明応8・3・16 (十二)  
(17) 永享12・8・日 (十二)

(三) 結

以上、勝尾寺文書中の土地売券に現われた土地売買手

段の米から銭への推移の過程を通して、勝尾寺に関係をもつた鳴下郡・豊嶋郡・能勢郡の三郡下における数ヶ村、及び北河内の諸庄等での銭使用の状態とその変遷過程を見た。

その結果、13世紀前半期において淀川流域の北河内と比して摂津の当地方での銭使用が遅れている事が明瞭となつた。

つぎに銭による土地売買の主な階層は、地方土豪層・富裕商人などが中心であり、14世紀から15世紀になると、勝尾寺僧による買得が顕著になつてゐる。

また、売買された土地所在地の三郡のうち、各時期と

もに売券のあるのは鳴下郡と豊嶋郡であるが、特に多いのは鳴下郡であり、そのうちでも特に粟生村での売券が多数残されており、また売買手段の銭化も粟生村の売券に比較的多くみられる。これに対し豊嶋郡の村は売券数も粟生村ほどには及ばず、また売買手段の銭化も遅れている。特に外院庄では豊嶋郡の村のうちでは売券数が多い方であるが、米による売買が永く続き、銭による売買は15世紀前半期になって、はじめて1通出てくるのみである。

この粟生村と外院庄との銭化の著しい相違が数世紀という長期間にわたつているのは何故であるか。単に残存売券のもたらした偶然的結果であるとして見逃がせないのでなかろうか。両地域のおかれた諸事情の検討を通して、その原因を明らかにする事は、畿内摂津国という先進地帯の構造を明らかにする上でも必要な事と思われる。

本稿では売券での銭使用過程の時期的地域的変遷を通して、当地方での銭流通過程の特質を明らかにした事にとどめる。

の階層の変遷の詳細な検討・売買に付隨する賦課加地子等の内容の変遷その他の諸問題は、すべて省略されており、別稿を期した。

(付記) 勝尾寺文書の室町時代のものは、東大史料編纂所蔵の写真本を借覧したが、その際、竹内理三先生に読解をはじめとする諸事について御指導をたまわった。厚く御礼申し上げる。また、「箕面市史」の史料編一が入手難であったのを石井進氏のお世話で入手できたことを感謝する。)

### 受贈誌

左記の図書の御惠贈をいただきました。記して謝意を表します。

佛教学セミナー(第十三号・第十四号)

密教學研究(創刊号・第二号)

駒沢史学(第十八号)

親鸞教學(第十九号)

東海仏教(第十四輯・十五輯合併号・第十六輯)

愛知学院大学『文学部紀要』

(第一号(創刊号))